

ヤングケアラー支援の現況

厚生労働省子ども家庭局

ヤングケアラーとは

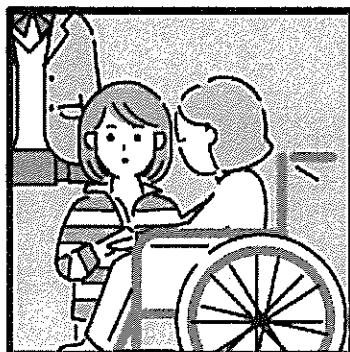
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



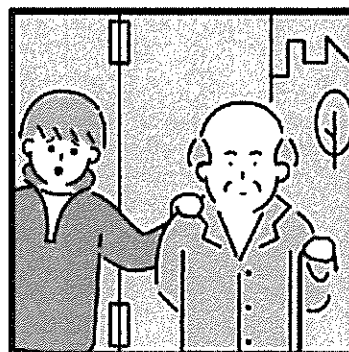
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



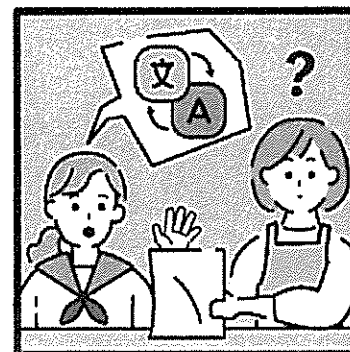
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



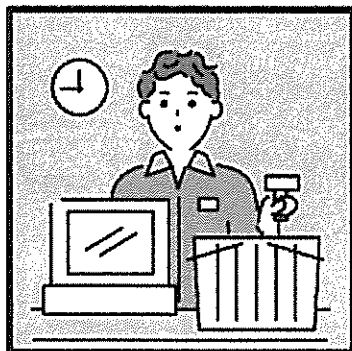
障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



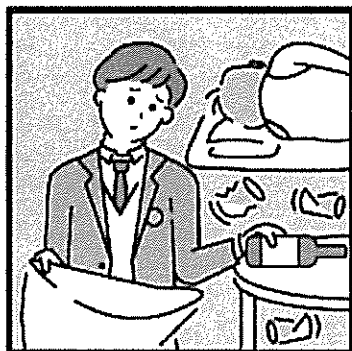
目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



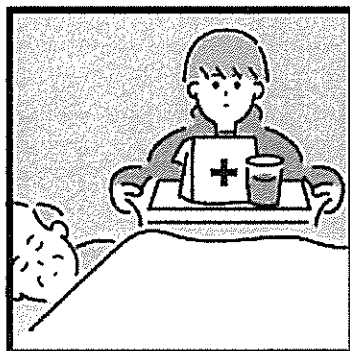
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



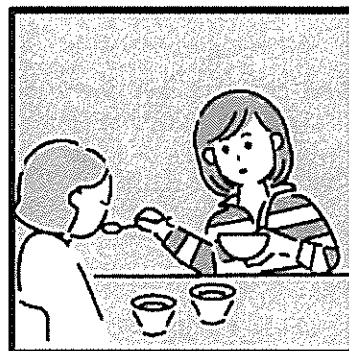
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

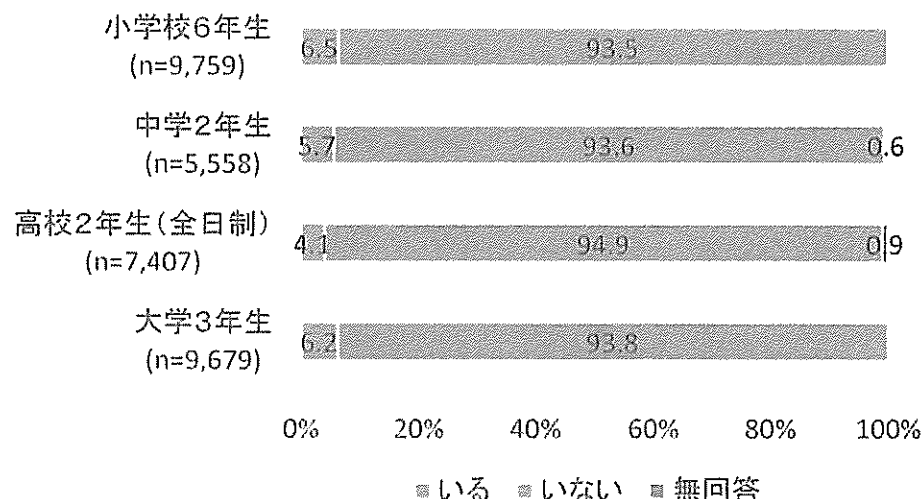
ヤングケアラーの実態調査結果（小学生～大学生）

○ 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学生6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施（令和3年度調査結果は4月7日(木)公表）

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

1 世話をする家族の有無

○ 世話をしている家族の有無について



○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%。

※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

2 世話の対象者・世話による影響

	世話を必要とする家族	世話のためにやりたいけれどできていないこと
小学生	・「きょうだい」が最も高く、<u>71.0%</u> ※きょうだいの状況は「幼い」が最も高く73.9%	・「特にない」が最も高く、<u>63.9%</u> ・次いで「自分の時間がとれない」15.1%
中学生	・「きょうだい」が最も高く、<u>61.8%</u>	・「特にない」が最も高く、<u>58.0%</u> ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%
高校生	・「きょうだい」が最も高く、<u>44.3%</u>	・「特にない」が最も高く、<u>52.1%</u> ・次いで「自分の時間がとれない」16.6%
大学生	・「母親」が最も高く、<u>35.4%</u> ※母親の状況は、「精神疾患」が最も高く28.7%	・「特にない」が最も高く、<u>51.9%</u> ・次いで「自分の時間がとれない」20.1%

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握 →P5

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援 →P6
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。→P7
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。 → P6
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援 → P8～10
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上 →P11、12

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

ヤングケアラー（注）の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

（注）：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

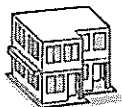
- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,491千円
1 中核市・特別区あたり 4,038千円
1 市町村あたり 2,250千円
- ③負担割合 国：1/2、実施主体（自治体）：1/2

(2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 4,025千円
1 中核市・特別区あたり 2,356千円
1 市町村あたり 1,695千円
- ③負担割合 国：1/2、実施主体（自治体）：1/2

3. 事業イメージ

都 道 府 県
市 区 町 村



(2) 関係機関職員研修

ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であつても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

(1) 実態調査・把握

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアウトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 17,637千円
1 中核市・特別区あたり 11,291千円
1 市町村あたり 6,312千円
③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

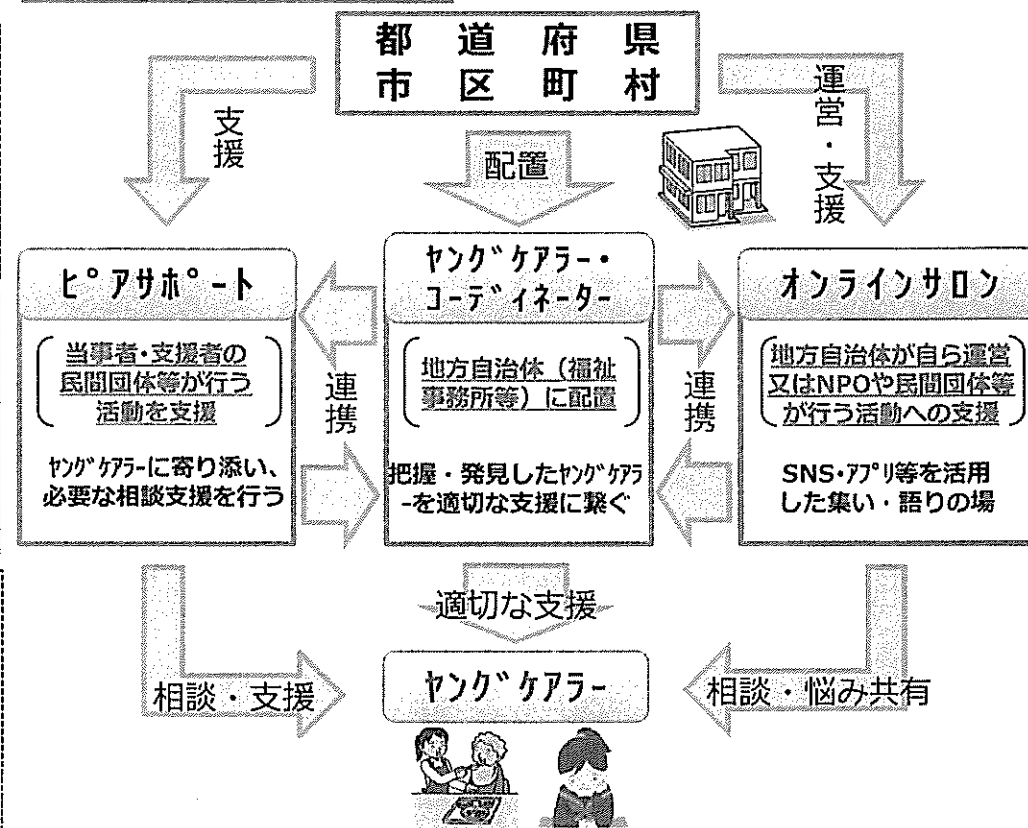
(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,261千円
1 中核市・特別区あたり 4,923千円
1 市町村あたり 2,539千円
③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

(3) オンラインサロンの運営・支援

- ①実施主体 都道府県、市区町村
②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 3,794千円
1 中核市・特別区あたり 2,582千円
1 市町村あたり 1,710千円
③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

3. 事業イメージ



多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 実施：有限責任監査法人トーマツ

- 家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、**福祉、介護、医療、教育等に係る関係機関・団体が個別に機能するだけでなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要。**
- 全国の自治体や、関係機関等に所属する専門職を対象としたアンケート調査で**支援の取組事例などを収集し、効果的な連携の在り方を検討しながら、連携して行う支援の内容をマニュアルにまとめ、地方自治体へ周知予定。**

マニュアルの目的

- 本マニュアルは、**支援開始から切れ目なく、また、対象者の負担を極力減らし、支援が包括的に行われることを目指し、支援に従事する方々の日々の活動の一助になることを目的**としている。

マニュアルの対象

- ヤングケアラーへの支援を行う**自治体担当者及びすべての支援機関及び支援者（児童福祉、学校、保健・福祉・医療、地域関係者等）**

マニュアルの構成

- マニュアルの章立ては以下の通り。
- 第3章ではヤングケアラー支援の一般的な流れを示した上で、流れに沿って支援のポイントを解説している。

第1章 マニュアルの目的及び使い方

第2章 ヤングケアラーに関する基本事項

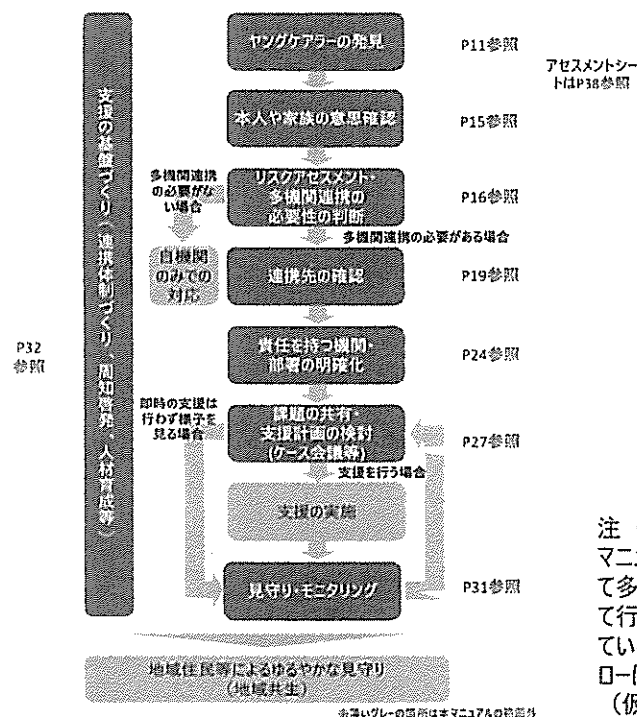
第3章 連携して行う支援のポイント

第4章 支援の基盤づくり

第5章 付録（アセスメントシート例、多機関連携チェックリスト等）

▼マニュアルに掲載した内容例

図表 7：ヤングケアラー支援の一般的なフロー



注（上、図表 7）
マニュアルでは、このフローに沿って多機関・多職種により連携して行う支援のポイントを掲載している。また、巻末付録には、フローに沿った具体的な事例（仮想）を掲載している。

図表 22：多機関連携における調整の方法・体制づくりのバターン

通番	連携体制の設け方	事例
1	既存の会議体を活用する	◇ 要保護児童対策地域協議会の場を活用し、日頃から関係機関との連携を強化。（要保護児童対策地域協議会において、虐待や特定妊婦等のハイリスク事例を取り扱うだけでなく、支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用）

子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・ 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・ 育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

補助基準額（案）

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

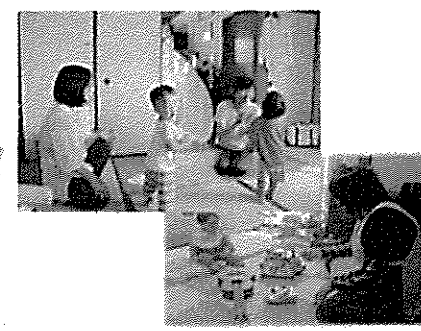
※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

（参考）支援の様子



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

ヤングケアラーの社会的認知度向上のための主な取組（令和3年度）

- 厚生労働省・文部科学省においては、今後取り組むべき施策の一つとして、**令和4年度から3年間でヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据え、様々な広報啓発を実施すること**（※）としている。
- 令和4年度からの「集中取組期間」に先駆けて、以下の取組を実施するとともに、自治体等に対しても、広報・啓発等の積極的な実施について協力を依頼。

（※）厚生労働副大臣と文部科学副大臣を共同議長とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」（令和3年5月17日とりまとめ報告）

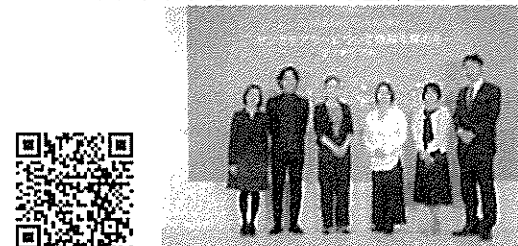
1. 「ヤングケアラーについて理解を深めるシンポジウム」の実施

（開催日：令和4年1月31日（日））

「子どもがケアを担う」ということに係る基調講演、元ヤングケアラーのクロストークセッション、パネルディスカッション等を厚生労働省YouTubeアカウントからライブ配信を活用し、実施。

（アーカイブ配信：https://www.mhlw.go.jp/young-carer-symposium_20220130/）

■「ヤングケアラーについて理解を深めるシンポジウム」



2. 厚生労働省特設ホームページの制作

ヤングケアラーの周りにいる方々が当事者の状況に気付き、声をかけ、手を差し伸べていくことで、ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思える「子どもが子どもでいられる街」を社会全体で実現するため、特設ホームページを制作。

（厚生労働省特設HP：<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>）

■「子どもが子どもでいられる街に。」ポスター等



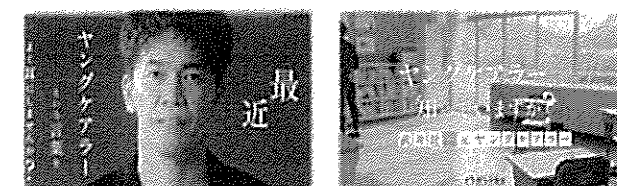
3. ポスター・リーフレットの作製・配布

ヤングケアラーについて、まずは知っていただいた上で幅広く普及啓発を図るため、ポスター・リーフレットを制作し、今後、全国の自治体、関係機関・団体等に配付予定。

■「子どもが子どもでいられる街に。」普及啓発動画
① 30秒版動画 ② 特別対談編

4. 啓発動画の制作・展開

また、①30秒版動画、②特別対談編の普及啓発動画を制作し、メディア（SNS等）を活用し、幅広く展開。全国の自治体、関係機関・団体等に周知し、今後も幅広く活用予定。



児童虐待防止対策等推進広報啓発事業【拡充】

令和4年度予算：2.1億円（児童虐待防止対策推進事業委託費）

1. 事業内容

- ① 198回通常国会において「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が法定化され、さらに、衆議院及び参議院の附帯決議において、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めることが定められた。これを受け、令和2年度から国民が「しつけのための体罰」を行わない子育てについて広く理解できるよう、体罰等によらない子育てについて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行っているが、令和2年度の調査研究において、法改正により体罰が禁止されたことへの認知度は約2割に止まり、引き続きの広報啓発が求められることから、令和4年度においても体罰禁止の背景にある「なぜ、体罰は許されないのか」を伝えることで体罰の禁止についての社会的認知度をより一層高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与することを目的とする。
- ② ヤングケアラーについては、令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、中高生の8割以上が「ヤングケアラーについて、聞いたことがない」と回答しており、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるためには、子ども自身はもちろん、周囲の大人も含め、ヤングケアラーの社会的認知度の向上が極めて重要と考えられる。そこで「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」とりまとめ報告において、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしており、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行い、社会的認知度を高めることをもってヤングケアラーの普及推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレット等の製作・配付
- ii テレビCM、インターネット広告等を活用したより幅広い普及啓発
- iii 全国フォーラム/シンポジウムの開催等を通じた普及啓発

※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

2. 実施主体

国（公募により、委託事業者を選定）